上田市人権施策基本方針

(第二次改訂版)



上田市

 \star インターネットでもご覧いただけます。 \star

URL:http://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/jinkendanjo/3903.html

上田市 市民まちづくり推進部 人権共生課 〒386-8601 上田市材木町一丁目2番2号 上田市教育委員会 生涯学習・文化財課 〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 電話0268-22-4100 FAX0268-25-4100

基本方針策定及び改訂の趣旨

上田市では、これまで、「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「上田市人権施策基本方針」、「上田市人権施策基本方針」、「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」を策定し、人権施策の総合的な推進を図ってきました。その後、社会情勢等の変化に伴い、依然として存在する差別等に加え、新たな人権問題も発生していることから、令和4年度(2022年度)に行なった「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、「上田市人権施策基本方針(第二次改訂)」を策定しました。

基本方針の位置づけ

- ・上田市における人権尊重のまちづくりに向けて、 課題を明らかにしたうえで、上田市が取り組むべ き人権施策の基本的な方針を示すものです。
- ・人権施策の基本的な方針を踏まえ、上田市が目指 す主な方向や施策を明らかにすることにより、学 校、家庭、地域、企業・職場などあらゆる場面に おける、行政、市民、関係機関、関係団体などの 自主的かつ積極的な行動を促すためのものです。

基本理念と体系

基本理念 「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」

基本理念の実現に

- ①一人ひとりがかけがえのない命を大切にし、差別と偏見のない安心して暮らすことのできるまち
- ②それぞれの個性や能力等を尊重し合うとともに、 これらを十分に発揮することのできるまち
- ③社会生活における多様な文化や価値観を尊重し合い、 共によりよく生きていくことのできるまち

人権施策の方向性

- 1 人権の視点に立った行政の推進
- 2 人権意識高揚のための施策
 - (1)人権教育・啓発の推進
 - (2)人権教育・啓発の方向性
 - (3)様々な場における人権教育の推進
- 3 人権擁護と救済のための施策
 - (1) 相談・支援体制の充実
 - (2) 救済・保護体制の充実
 - (3) 情報提供の充実

分野別施策の方向性

1 女性

7 犯罪被害者等

2 子ども・若者

8 インターネット

3 高齢者

による人権侵害

4 障がい者

9 性の多様性

5 同和問題

10 感染症•疾病

6 外国人

11 様々な人権問題

推進体制

● 行政における推進体制

- 市民、団体、関係機関との連携
- 上田市人権尊重のまちづくり審議会
- 評価と見直し

人権施策の方向性

基本理念を踏まえ、次の3つを基本施策に据えて推進します。

人権の視点に立った 行政の推進

市政全ての分野において人権の視点 に立ち総合的に施策を推進すること で、人権が尊重される社会の実現を目 指します。

人権擁護と救済のための施策

- ◆相談・支援体制の充実 関係機関、民間団体との連携による相談・支 援体制の充実
- ◆救済・保護体制の充実 関係機関との連携による救済・保護体制の充 実
- ◆情報提供の充実 人権に関する情報提供の充実

人権意識高揚のための施策

◆人権教育・啓発の推進

人権教育と啓発により市民の人権尊重の精神が日常的に発揮できるようにすることを 目指します。

◆人権教育・啓発の方向性

基本理念を踏まえ、学校、家庭、地域、企業・職場など様々な場を通じて人権教育及び啓発を推進します。

◆様々な場における人権教育・啓発の推進学校、家庭、地域、企業・職場、特定の職業に従事する者における、指導者の育成や関係機関、団体などとの連携による人権教育及び啓発を推進します。

推進体制

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現するためには、市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、傍観者ではなく推進者となることが重要です。

上田市の人権施策を効果的に進めるため、市民との協働及び関係機関・団体などと連携した取組を進めます。

…… ① 行政における推進体制

人権施策を総合的に進めるため、「上田市人権施策推進庁内会議」により、関係部局との連携を密にして施策の推進を図ります。

・② 上田市人権尊重のまちづくり審議会

市民、関係団体の代表者及び識見を有する者により構成される「上田市人権尊重のまちづくり審議会」は、人権施策基本方針に関する事項及びその他の事項について審議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べます。

③ 市民、団体、関係機関との連携

人権施策の推進に当たっては、市民、自治会や人権啓発推進委員会、市民団体、企業及び国や県などを 含む人権に関わる機関などとも連携して効果的に取り組みます。

④ 評価と見直し

実施した人権施策について、上田市人権尊重のまちづくり審議会の意見をもとに評価を行うとともに、 社会情勢の変化などに応じて5年を目途に方針の見直しを行います。

必要に応じて人権に関する実態調査等を行い、その結果を分析、研究し施策に反映させます。

分野別施策の方向性

女性

「上田市男女共同参画条例」、「上田市男女共同参画計画」などに基づき、女性に対する差別や偏見をなくし、互いの人権が尊重される男女平等社会を実現するために、男女が性別に関わりなく、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を分かち合う社会を目指していきます。

音等・お当年

「上田市子ども・子育て支援事業計画」、「上田市教育支援プラン」などに基づき、全ての子どもたちが 自らをかけがえのない存在として実感できるとともに、相手を尊重し、互いに支え合えるまちづくりを 進め、心豊かな子どもを育てていく社会を目指します。

善細高

「上田市高齢者福祉総合計画」などに基づき、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、それぞれが望む生活を可能な限り住み慣れた地域で継続できる社会を目指します。

管がい書

「上田市障がい者基本計画」などに基づき、障がいのあるなしにかかわらず互いに支え合い、ともに地域でいきいきと生活していくことができる「共生社会」の構築を基本理念とし、障がい者が住み慣れた地域で、その人格と個性が尊重され安心して自立した生活ができるように障がい福祉サービスの提供と合わせ、差別や偏見など「心のバリア」のない社会を目指します。

同和問題

「上田市人権施策基本方針」などに基づき、相談・支援体制の充実を図るとともに、同和問題に対する 正しい理解と認識を深め差別意識の解消に向けた取組を推進し、差別のない明るい社会を目指します。

人国从

「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」などに基づき、外国人への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し相互の理解を深めることで、市民一人ひとりが自分と異なる文化、宗教、生活習慣などの多様性に対し寛容な態度を持ち、これを尊重することができる社会を目指します。

犯罪被害者等

「犯罪被害者等基本法」や「上田市犯罪被害者等支援条例」などに基づき、犯罪被害者等の人権に対する配慮や保護が図られる社会を目指します。

インターネットによる人権侵害

「上田市スマートシティ化計画」などに基づき、インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について十分理解し、情報の収集や発信における利用者のモラルを身につけ、インターネットによる人権侵害のない社会を目指します。

性の多様性

「上田市男女共同参画計画」などに基づき、講演会や研修会などを通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的マイノリティ(少数者)に関する悩みや困りごとに対する相談や性自認及び性的指向に関して悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮を実施するなど、性的マイノリティ(少数者)の方々の生きづらさの解消に努めます。

感染症。疾病

HIV やハンセン病等の感染症や難病などの疾病に対する正しい理解を促進し、感染症等やその家族等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会づくりに向けて施策を推進します。

さまざまな人権問題

様々な人権問題については、新たに発生する課題も含めて、人権侵害の状況を把握するなど人権に関する課題をしっかりと見据え、必要な啓発や相談、支援に取り組んでいきます。